

復原性計算機のソフトウェアに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

復原性計算機のソフトウェアに関する事項

改正理由

IACS は、貨物船の船上に搭載する復原性計算機のソフトウェアに対する機能、計算精度及び承認等について、統一的な運用のため、IACS 統一規則 L5 を 2004 年に制定した。本会は、2006 年に改正された同統一規則の Rev.2 までを、既に本会規則に取入れている。

その後、旅客船に要求される浸水事故後の安全な帰港のために船長に操船上の情報を提供することができる船上の復原性計算機のソフトウェアについて、その要件を新たに規定するための検討が IACS において行われた。また、その際に、既に規定されていた貨物船に搭載する復原性計算機のソフトウェアの要件において、一部不明確であった計算結果の許容誤差等について明確化する改正も行い、IACS 統一規則 L5(Rev.3)として 2017 年 6 月に採択した。

このため、採択された IACS 統一規則 L5(Rev.3)中、明確化された貨物船に搭載する復原性計算機のソフトウェアに対する要件に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

貨物船の復原性計算機のソフトウェアについて、計算結果の出力事項及び許容誤差について明確にするよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 U 編 附属書 U1.2.2